

一般社団法人 日本性感染症学会 交通費・宿泊費規程

第1条（目的）

この規程は、本学会の役員・委員会委員ならびに理事長が認めた者が、理事会・各種委員会ならびに理事長が認めた本学会主導の関連性のある会議に出席する場合、または本学会に関連性のある他の団体等が主催する会議に本学会の代表として出席し、交通費・宿泊費・諸手当を受けられない場合の費用の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（交通費）

都内にて開催される会議を前提として定めた別表により計算する。但し、天災その他止むを得ない理由により別表に定めた基準で算定し難き場合には、その経路および方法によって計算する。

[別表]

出発地	支給額
首都圏	一律 5,000 円
新幹線利用地域	出発地最寄りの新幹線発着駅から会合地最寄りの新幹線発着駅までのグリーン車の往復料金
航空機利用地域	出発地最寄りの空港から会合地最寄りの空港までの普通席（エコノミー）普通運賃の航空券の往復料金

第3条（宿泊費）

- ① 次のいずれかに該当する場合に支給する。
 - (1) 会議などが2日以上におよぶ場合。
 - (2) 会議などの終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合。
 - (3) その他、理事長が必要と認めた場合。
- ② 1泊あたり 15,000 円（サービス料含む）を支給する。

第4条（交通費、宿泊費の不支給に関して）

以下のいずれかに該当する場合は交通費、宿泊費を支給しない。

- (1) 年次学術大会に併せて行われる会議等に出席する場合。
- (2) 本学会と密接な関係のある学会等の会員で、その学会等の学術大会に併せて行われる会議等に出席する場合。
- (3) 同一または連続する日に行われる複数の会議等に出席した場合は、会議の数にかかわらず1会議分のみを支給とする。

第5条（特別支給）

特別の事由によりこの規程で処理できない事項が発生した場合は、その都度、理事長と財務理事の協議により決定するものとする。

(附則)

- ① 本規程は理事会の議決により改定することができる。
- ② 本規程は2016年6月13日より適用する。